

令和3年8月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年8月25日（水） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第7号 合意解約等について

第3 議案第38号 農業振興地域計画変更（除外）に係る意見について

第4 議案第39号 農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見について

第5 議案第40号 農地法第4条の規定による許可について

第6 議案第41号 農地法第5条の規定による許可について

第7 議案第42号 非農地証明について

第8 議案第43号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

○事務局

皆さんおはようございます。

それでは定刻、定足数に達しておりますのでこれから、令和3年8月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり、会長に御挨拶いただき、そのあと、議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんおはようございます。

本日は、お忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

さて皆さんも御存じのように、7月の下旬からコロナの感染が非常に西之表で拡大しております。8月12日に非常事態が22日までということでしたけれども、県のまん延防止等重点措置適用によって9月12日まで延期になったようでございます。

また、委員、推進委員の皆様には、この暑い中農地利用状況調査等をしていただきまして、ありがとうございます。

今月の定例総会は、このコロナ禍の影響ということで、推進委員の皆さんは、出席を自粛していただきました。

また、今月末に計画をしておりました県での研修会も、来年明けて2月に延期ということになっております。

市では64歳以下のワクチン接種が市民体育館のほうで、16日から始まっております。

皆さんも日頃から気をつけていくことと思いますけれども、密を避けていただきまして、マスク、消毒を徹底していただきたいと思います。

今年の米の出来は、全般的によかったのではないかと思います。初めのほうはがちょっと気温が上がらないということで、発育のほうを心配されておったところでございますけれども、最終的には、例年並みかそれ以上になったのではないかと思います。

また市の共進会のほうは、コロナの影響で、牛舎のほうを巡回して行うということになったようでございます。

基腐病もまた、去年よりひどいところもあるようございますけれども、皆様方におかれましては、外での暑い中の作業で、大変かと思っておりますので、水分の補給も十分にいただきまして、熱中症には十分注意をしていただきたいと思っております。

○議長

それでは、ただいまから本日の会議を開催いたします。

本日の日程は、皆さん配付しております議事日程のとおりでございます。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

3番、中村逸夫委員、5番、日笠山隆委員を指名いたします。

○議長

日程第2、報告第7号「合意解約等について」事務局の報告をお願いいたします。

す。

○事務局

日程第2、報告第7号「合意解約等について」を説明いたします。資料1ページから2ページです。

今月の合意解約は、1番から6番の6件で、台帳現況地目畑、6筆、24,485平米の合意解約がありました。以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。それでは、ただいまより、議案審議に入ります。日程第3、議案第38号から日程第6、議案第41号までは関連がありますので、一括して審議を行いたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○議長

はい、ありがとうございました。それでは、日程第3、議案第38号「農業振興地域計画変更(除外)に係る意見について」、また日程第4、議案第39号「農業振興地域計画変更(用途変更)に係る意見について」、日程第5、議案第40号「農地法第4条の規定による許可について」、日程第6、議案第41号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。

議案説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第38号「農業振興地域計画変更(除外)に係る意見について」、日程第4、議案第39号「農業振興地域計画変更(用途変更)に係る意見について」、日程第5、議案第40号「農地法第4条の規定による許可について」、日程第6、議案第41号「農地法第5条の規定による許可について」を一括して説明いたします。

まず、資料3ページ、「農業振興地域計画変更(除外)に係る意見について」と、資料5ページ、「農地法第4条の規定による許可について」を説明いたします。

申請地は、榕城松島地区の土地1筆で、現況地目畑、面積491平米です。申請理由は、申請地に一般住宅を建設したいとのこと。

農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内農地で、利用目的を畑から区域除外を行おうとするものです。

土地の条件は、農振農用地区域外となった後は、10ヘクタール以上の規模の一団の地域内にあることから、第1種農地に該当しますが、申請地が既存の集落に隣接しているため、不許可の例外である集落接続施設に該当すると判断されます。

周辺は、宅地と畑がありますが、隣接農地とは段差が高く、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への影響はないと思われま。

また、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われま。

なお、農用地の除外後、県農業会議の常設審議会に進達し、許可後に許可指令

書の交付となります。

次に、資料4ページ、「農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見について」の番号2、及び資料6ページ、「農地法第5条の規定による許可について」の番号2を説明いたします。

申請地は、住吉深川地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積1,414平米、申請理由は、畜産経営拡大のため、申請地に牛舎を整備したいとのことです。

農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内農地ですが、利用目的は畑から農業用施設用地への用途変更するもので、用途変更完了後に、農用地利用計画指定用途となることから、転用許可をすることができることとされています。

周辺は、道路、宅地、畑がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害は無いと思われま

す。なお、資金計画については、補助金及びリース事業となっており、現在申請中となっていることから、補助金の決定及びリース契約が成立後、県農業会議の常設審議会に進達し、許可後に許可指令書の交付となります。

次に、資料4ページ「農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見について」の番号1について説明します。

申請地は、下西川迎地区の土地2筆で台帳現況地目原野、合計面積627平米であります。

申請理由は、農機具等が増え、既存の倉庫では手狭となったため、新たに倉庫を整備したいとのことです。

申請地の東側に農地が隣接していますが、段差があり、申請地のほうが低い

ため、影響ないと思われま

す。次に、資料6ページ「農地法第5条の規定による許可について」の番号1を説明いたします。

申請地は、榕城上之原町地区の土地1筆で現況地目畑、面積356平米、申請理由は、申請地に一般住宅を建設したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅が連担する区域内にあることから、第3種農地の市街地内農地に該当すると判断されます。

周辺は宅地、道路、畑がありますが、隣接農地とは段差が高く、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。また、融資証明書等に係る処理について金融機関への確認済みであり、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。またこの件につきましては、昨日、合同現地調査が行われております。調査員の皆様暑い中お疲れ様でした。そ

れでは、調査委員長の報告をお願いいたします。

○13番委員

13番委員です。昨日、合同調査委員2名、事務局2名、農林水産課職員2名及び各担当委員、担当推進委員立会いのもと、合同調査を実施いたしましたので、議案第38号から議案第41号まで関連がありますので一括して報告をさせていただきます。

まず、議案第38号の除外と議案第40号の農地法第4条について報告をいたします。

申請地は、農業振興地域内の農地であり、そこに家を建てたいということですが、周りの宅地に隣接していることから除外しても問題がないと思われれます。

また第1種農地ではありますが、周辺に宅地が多く、家を建てても周りの畑に支障はなく、集落接続施設に該当すると判断されます。

申請書類も整っており、側溝の設置についても、市建設課の許可を得ており、規定どおり許可相当ということで意見の一致を見ました。

次に、議案第39号の用途変更の整理番号2と、議案第41号の農地法第5条の整理番号2について報告をいたします。

申請地は、農業振興地域内の農地ではありますが、使用目的が、牛舎を建てたいということですので、用途変更を許可してもよいと思われれます。

また、経営拡大のために、全国肉牛事業協同組合の資金援助を受けるなど、申請書類も整っており、現牛舎の隣接地なので、何ら問題はないと思われれます。

調査の結果、許可相当ということで、意見の一致を見ております。

議案第39号の用途変更の整理番号1について報告をいたします。

申請地は、現況原野ですが、農業振興地域内の農地であることから、変更理由どおり、倉庫を建てたいということですので、用途変更を許可しても、良いのではないかとということで意見の一致を見ております。

他の農地とは離れている土地でございます。

議案第41号の整理番号1について報告をいたします。

申請地は、上之原地区の住宅に囲まれた農地で、第3種農地に属することから、申請どおり住居を建てても、何ら問題はないと思われれます。

申請書類も整っており、調査の結果、許可相当ということで、意見の一致を見ました。以上皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件について担当委員のほうから補足説明がありましたらよろしく願いをいたします。

まず、3ページの議案第38号の除外と5ページの議案第40号の農地法第4条について、ややこしく前後しますので、こちらのほうから発表者を指名させていただきます。

まず5番委員、もし補足説明がありましたらお願いいたします。

○5番委員

5番委員です。土地は松島で車検協業組合センターの裏通りから上ったところに

なります。調査委員長の報告通り、間違いありません。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、4ページの議案39号の用途変更の番号2と6ページの議案第41号の農地法第5条の番号2について、13番委員、お願いをいたします。

○13番委員

はい。先ほど報告したとおりでございます。

○議長

はい、ありがとうございます。続きまして4ページに戻っていただきまして、議案第39号、用途変更の番号1について、2番委員お願いをいたします。

○2番委員

はい、2番委員です。調査委員長の報告どおり、特に問題ありません。

○議長

はい、ありがとうございました。続きまして6ページ、議案第41号、農地法第5条の番号1について、5番委員よろしく申し上げます。

○5番委員

5番です。上之原の直線の道があり、家が両方に出来ている中の一角の畑でした。

市街化区域のど真ん中というようなところで、調査委員長のおっしゃるとおり、問題ないと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局、調査委員長及び担当委員のほうから説明報告がありました。議案第38号から第41号まで、皆さんからの質疑がありましたら挙手でお願いをいたします。

○8番委員

すいません。8番です4ページの議案第39号の番号1の件で先ほどのちょっと説明でちらっと下西というふうに聞いたんですけど、下西は間違いはないですか？場所は？下西？

申請人が大規模な酪農家ということで、場所は上西にあるんですけども、この下西まで農機具を運ぶってということですか？それか下西あたりに畑があるのか？利便性を考えて下西なのか？そこら辺をちょっと教えてください。

○事務局

今回申請した隣に、別に既存の購入した倉庫が別に建ってまして、そちらに隣接するところに、同じようにもう一つ建てるということで、そこに恐らく、集約するのかなあということになると思うんですけど。

隣に結構大きめのコンクリートブロックで作ったような、ちょっと長めの30メートルぐらいあるような、そこに購入しているみたいなので、そこと一緒使っていくと思う。

○議長

よろしいでしょうか。

ほかに。

○5番委員

5番です。今の同じ案件ですけど、これは台帳地目も原野になっているんですが、許可が要るんです？

○事務局

他の転用の許可ではなくて、農用地の用途変更になるので、今の農用地の畑の周りに隣接するところを、畑を保護するための用地ということで指定されているので、そこに建物とかを建てる場合はそこを用途変更しないといけないというのがありますので、その意見の聴取ということで、農業委員会のほうに来ているところです。

○議長

ほかに。

(挙手なし)

○議長

それでは無いようですので、質疑を終わりまして、議案第38号から議案第41号まで、議案ごとに採決をしていきたいと思えます。

まず、議案第38号「農業振興地域計画変更（除外）に係る意見について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして議案第39号、「農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして議案第40号、「農地法第4条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

はい、ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして議案第41号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして日程第7、議案第42号「非農地証明について」を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。

○事務局

日程第7、議案第42号「非農地証明について」を説明いたします。資料7ページです。

1番です。下西溼泊地区です。台帳地目畑ですが、平成20年ごろから耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

2番です。住吉深川地区です。台帳地目は畑ですが、昭和33年12月ごろから耕作せず、現在雑種地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。続きまして、この件につきましても、合同現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いします。

○13番委員

はい、13番委員です。議案第42号「非農地証明について」も、昨日、合同調査を実施いたしましたので、報告をいたします。まず整理番号1について報告をいたします。

申請地は、細長い畑が続く農地の一角で、平成20年ごろから耕作されず、申請地のほとんどに大きな木が茂り、農地としての利用が見込めないと判断し、調査の結果、非農地交付基準1の（イ）に該当し、許可相当ということで意見の一致を見ました。

次に整理番号2について報告をします。

申請地は、道路が出来たことにより分断された農地の残地で、昭和33年ごろから耕作せず、現在は、道具置き場等に使用されているため、現況は雑種地です。

調査の結果、非農地交付基準2に該当し、許可相当ということで、意見の一致を見ました。以上皆様の御審議をよろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長の報告がありました。担当委員のほうから何か補足説明がありましたらお願いします。

○2番委員

2番委員です。この農地は溼泊地区の牛舎の道向かい側にあり、写真のとおり、奥のほうは、木が茂っており、再生不可能と考えます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして、何か皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

○8番委員

8番です。1番目の写真を見せてください2枚。この写真では、奥に木が生え

ているという説明だったんだけど2枚目の写真。これにはそういう木が入ってないんだけど。

○事務局

道から手前にはちょっと草が生えていて、ここの後ろの4分の3ぐらいからは、こういった状況です。

○8番委員

はい、わかりました。

○議長

ほかに。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了して議案第42号「非農地証明について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第8、議案第43号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第8、議案第43号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず利用権の設定について説明いたします。8ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間、地目原野、面積4,783平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については9ページを、詳細については10ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転について説明いたします。11ページをお開きください。

1段目です。令和3年9月1日に所有権の移転するものです。地目畑、面積3,678平米、所有権移転する者2人、受ける者2人です。

内訳については、12ページを、詳細については、13ページから16ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定について説明いたします。

まず初めに、所有者から、県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。17ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間、地目畑、面積4,494平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年9月1日から令和13年8月31日までの10年間、地目畑、面積6,113平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人で

す。

内訳については18ページを詳細については、19ページから22ページをご覧ください。

続きまして、県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。23ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間、地目畑、面積4,494平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年9月1日から令和13年8月31日までの10年間、地目畑、面積6,113平米、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

内訳については24ページを、詳細については、25ページから27ページをご覧ください。以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。それでは担当委員の報告を随時お願いいたします。

○8番委員

はい8番委員です。9ページの整理番号1について、説明をしたいと思います。

皆さん地目を見て分かるとおりに、原野でございました。

5反近い広さの原野でございまして、非常にもったいないということで遊休農地解消事業を使いまして、借り人が重機を持っているところもありまして、拓いてきれいに畑の現状にしたところでございます。

現在は牧草を植えております。

借り人は、酪農をやっておりましたけれども、3年ほど前から黒毛和牛に転換をして和牛一本で行っている農家でございます。

このことにつきましては、23日推進委員と、借り人立会いのもと現地を確認したところでございます。また、貸し人についても電話で確認をとっております。

借り人については、農機具、労働力また営農技術等問題ないと思っております。皆様の御審議をよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、12ページの整理番号1について説明をいたします。

譲渡人は、東京在住の方でございまして、この農地については譲受人が20年以上管理をしている畑でございます。

譲渡人は、もう先々もここにはもう帰ってくる予定もないということで、親戚関係ではありませんけれども、譲受人に贈与という形で双方合意の上、申請に至っております。

これにつきましても、23日推進委員、譲受人立会いのもと現地調査を行っております。

皆様の御審議をお願いします。以上です。

○13番委員

13番委員です。整理番号2について報告いたします。

8月20日、譲受人、譲渡人及び担当推進委員立会いのもと、現地調査を行い

ました。

譲受人と譲渡人は親子関係です。

譲受人は、新規就農者で農地を譲り受けることで、経営拡大を図っている後継者でもあります。

譲受人は、現在、生産牛13頭を飼育しており、申請地には牧草が植えられています。農機具も一式そろっており、経営技術についても、何ら問題はありませんので、許可相当と考えます。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局並びに担当委員のほうから報告説明がありました。この件について皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了いたしまして、議案第43号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり、承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

会 長 _____ 印

3 番 委 員 _____ 印

5 番 委 員 _____ 印